

## 国際保健規則（IHR2005）について

平成22年2月5日

大臣官房国際課

1. 国際保健規則（IHR）の概要

IHR(International Health Regulations: 国際保健規則)は世界保健機関(WHO)憲章第21条に基づく国際規則である。その目的は、国際交通に与える影響を最小限に抑えつつ、疾病の国際的伝播を最大限防止することである。1951年に国際衛生規則(ISR)として制定後、1961年国際保健規則と改名され、今回の改正前は黄熱、コレラ、ペストの3疾患を対象としていたが、昨今のSARS、鳥インフルエンザ等の新興・再興感染症による健康危機に対応できていないこと、各国のコンプライアンスを確保する機序の欠如、WHOと各国との協力体制の欠如、現実の脅威となったテロリズムへの対策強化の必要性が指摘され、次の事項等が盛り込まれ、2007年6月より改正IHRが発効している。

- 原因を問わず国際的な公衆衛生上の脅威となるあらゆる事象のWHOへの報告
- 国内にIHR担当窓口(National Focal Point: NFP)の常時確保
- WHOの勧告

2. IHRに関する最近の動き

昨年は、世界的な新型インフルエンザの感染発生に伴い、初期段階からのNFPを通じての情報共有がなされた。

一方で、「国際的な公衆衛生上の脅威」の点から、国際的に共有する情報の各国からの発出にばらつきがみられたとの指摘もあり、どのような情報をどのような様式で共有するか等が検討課題として国際的に認識され始めている。

3. IHRに関する今後の動き

WHOによると、新型インフルエンザのパンデミック対応について、特に重症度の変化や、薬剤耐性、パンデミックフェーズの変更のメルクマール等について国際的な議論を喚起していきたい模様。

我が国の国内施策との関連からも引き続きWHOの動きを注視することとしている。